

(仮称) 津市下之川住民交流センターの設置について

1 趣旨

美杉地域における生活環境の整備として、新最終処分場の建設と共に周辺コミュニティ施設の整備を行い、もって住民の交流促進の場の整備を行うことを目的に、平成 26 年 4 月に「新最終処分場等整備に伴う住民交流施設等整備基本構想」を策定し、平成 28 年 4 月の供用開始に向け、その整備を図ってきています。

このため、住民の交流促進及び健康増進を図り、もって地域コミュニティの形成及び地域の活性化に資するため、住民交流センターを設置するものです。

2 名称及び位置

(1) 名称

(仮称) 津市下之川住民交流センター

(2) 位置

津市美杉町下之川 5 2 9 7 番地 1

3 設置する施設

(1) 会議施設

(2) 温浴施設

4 使用料の設定

(1) 会議施設

会議施設の利用については、津市美杉地域住民センターを勘案し、次のとおり使用料の設定を行います。

施設使用料

単位 円

時間区分	①	②	③	④	⑤	⑥
使用区分	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで

大会議室	2,100	2,800	4,000	4,900	6,800	8,900
中会議室	1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	6,500
小会議室	900	1,200	2,000	2,100	3,200	4,100
〔備考〕 使用の許可を受けた時間を超える使用は、支障がない限り1時間を限度として認める。						

(2) 温浴施設

温浴施設の利用については、本市における温浴施設を勘案し、次のとおり使用料の設定を行います。

なお、当該施設が新最終処分場整備に伴う周辺環境整備事業として、地域住民からの強い要望もあり設置するもので、健康増進及び住民の交流促進を目的とした施設であることから、地域住民の利用が促進されるため低額に料金設定しました。さらに利用の拡大を図るため、年券の設定を行いました。

施設使用料

単位 円

使用区分			使用料
温浴施設	当日使用券	6歳未満	無料
		6歳以上13歳未満	150
		13歳以上65歳未満	300
		65歳以上	150
	年券	6歳未満	無料
		6歳以上13歳未満	5,000
		13歳以上65歳未満	10,000
		65歳以上	5,000

設備器具使用料

単位 円

名称	区分	1回当たりの使用料
マッサージ機	1台	100
エアロバイク	1台	100
電動式トレッドミル	1台	100

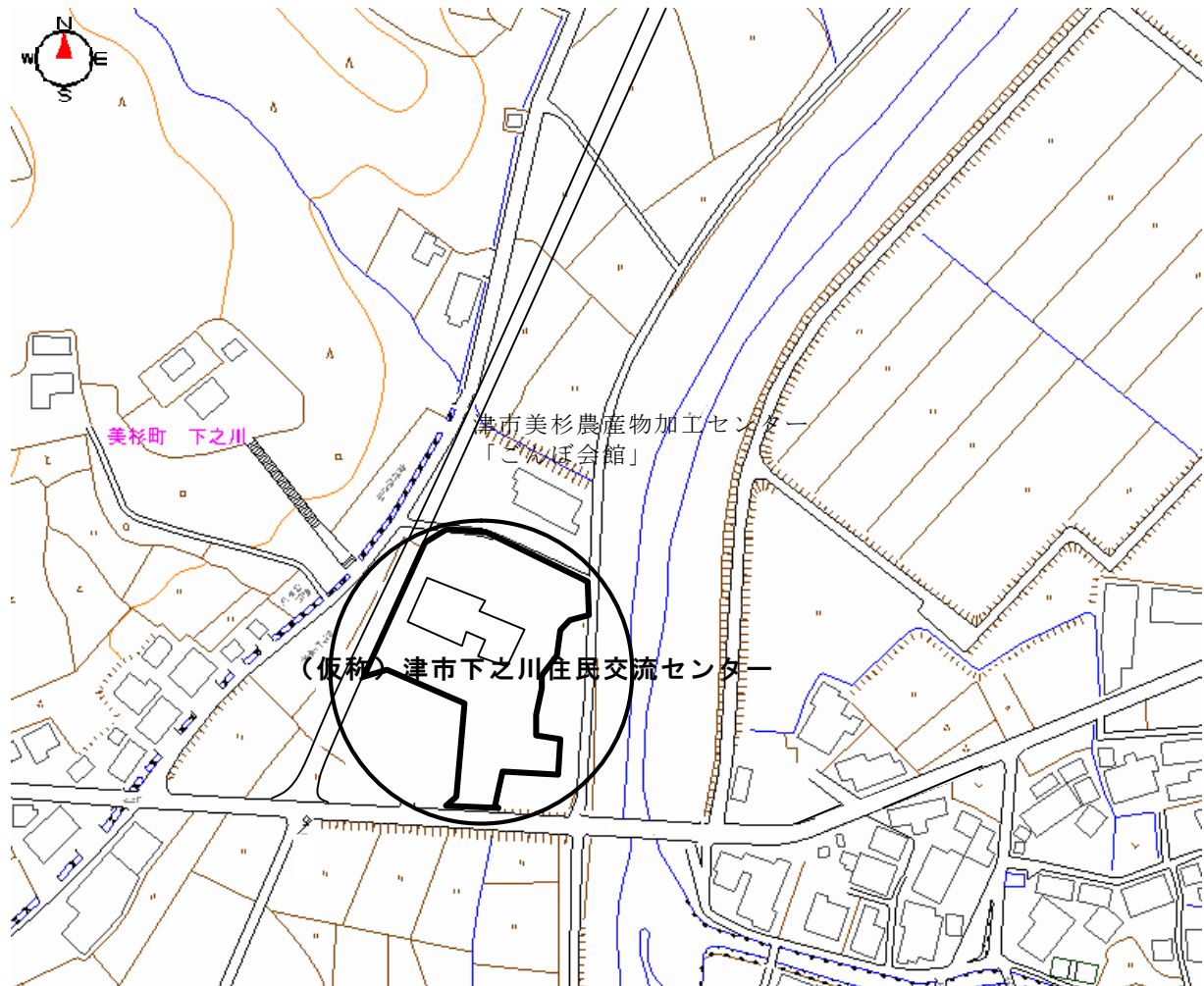
5 施行予定日

平成28年4月1日

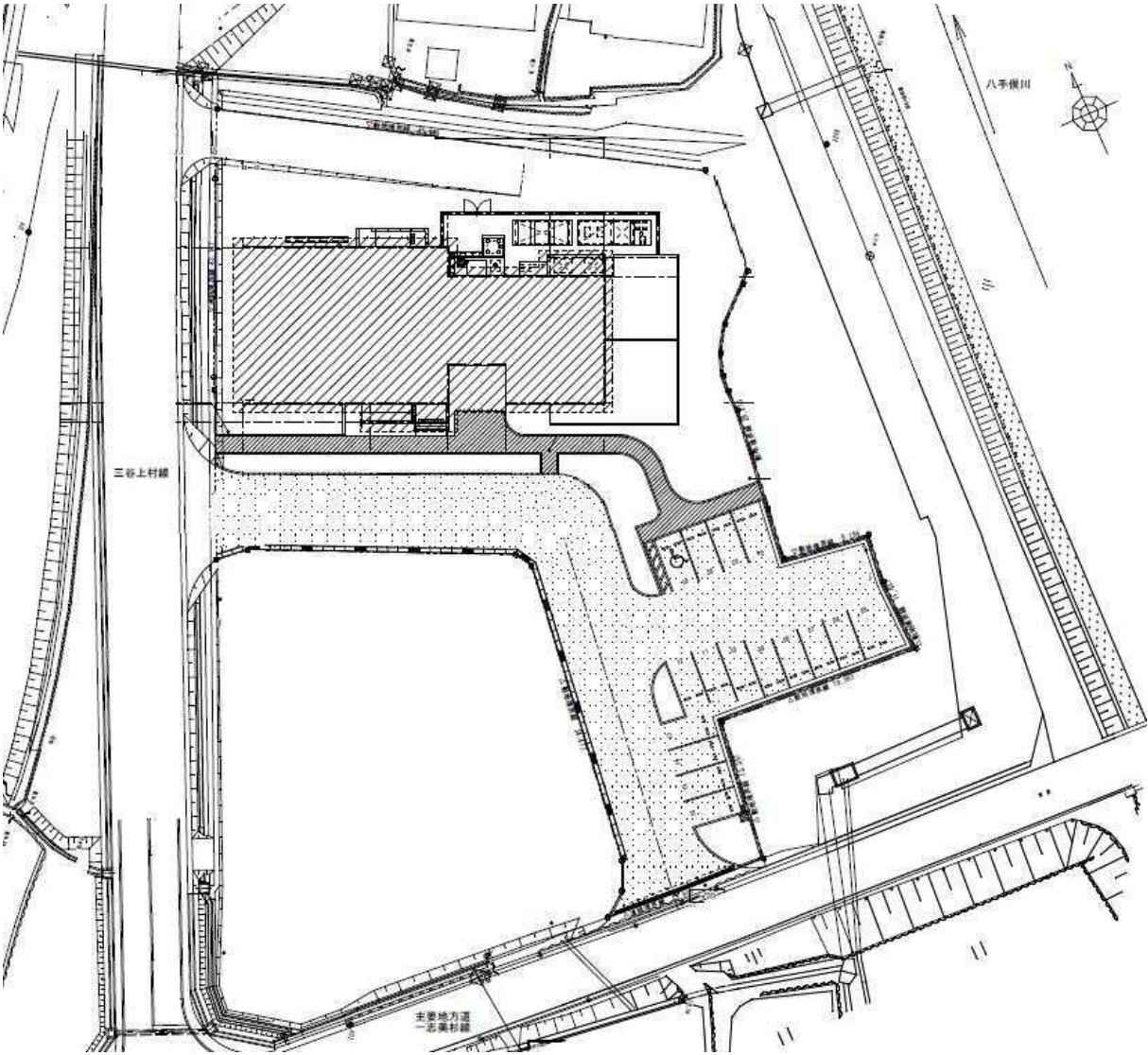
6 今後の対応

津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についての議案を平成 27 年第 4 回津市議会定例会へ提出する予定です。

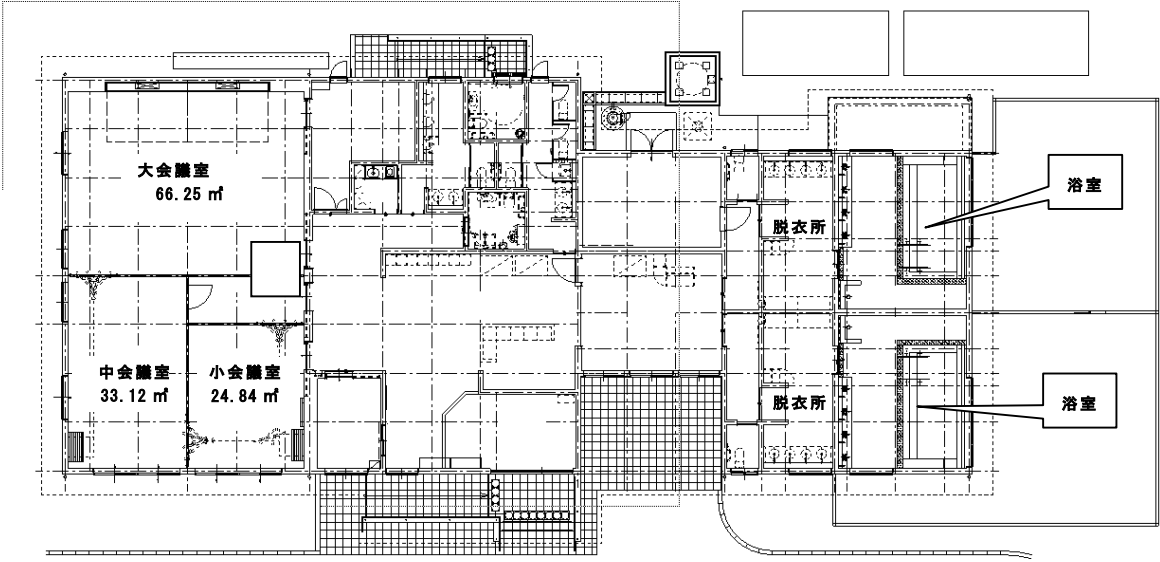
位 置 図



配置図



平面图



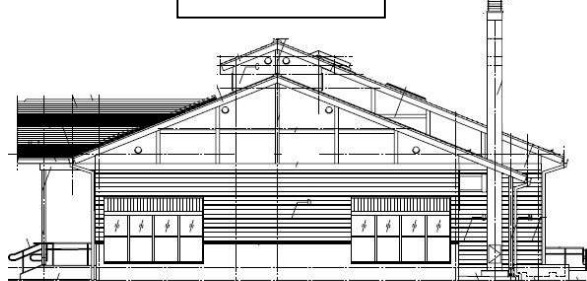
南立面図



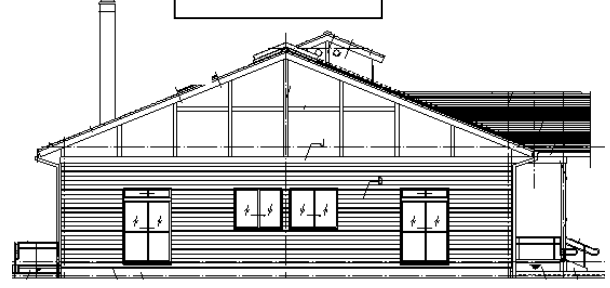
北立面図



東立面図



西立面図



断面図

